

八王子市立元八王子小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立元八王子小学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教職員が、「いじめは決して許されない」「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係諸機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。いじめであるかないかに関わらず、苦しんでいる、悩んでいる子がいたら、早期発見・即日解決をさせる。

○令和7年度の重点項目

- (1) 道徳教育等を充実させる。
- (2) 未然防止や早期発見のための措置を速やかに行う。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を行う。

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- ・身近な生活のなかにある様々な偏見や差別に気付かせ、人権課題について正しく理解させるとともに、相手の立場に立って考える態度を育成する。
- ・一人ひとりが生き生きと学び、互いに認め合うことのできる望ましい人間関係を育成する。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週木曜日 15時00分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年で1名、養護教諭、SC ※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ★日常的ないじめの未然防止の取組の推進（教職員、児童）★
- ①把握⇒②事実の有無の確認⇒③認知⇒④対応⇒⑤解消判断
- ※児童が訴える「いじめがあった」という訴えの中には、事実の整理や、双方の思いの確認と伝え合うことで、解決させることができ、児童の心の成長につながることもあるため、児童から十分話を聞き、今後に向けての約束をさせ、双方を納得させることが大事。

いじめの防止等に関する教員研修

- 春季研修 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
「重大事態の理解と対応」
「いじめへの組織的な対応」
- 夏季研修 「2学期に向けてのいじめ防止研修」
- 冬季研修 「3学期に向けてのいじめ防止研修」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・特別の教科 道徳
特に、「善悪の判断、自律、自由と責任」「親切、思いやり」「友情、信頼」「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「生命の尊さ」「よりよく生きる喜び」の内容項目について重点的に取り組む。
- ・学級活動（2）
イ よりよい人間関係の形成

SOS の出し方に関する授業

- ・学級活動（2）
ア 基本的な生活習慣の形成
ウ 学校における多様な集団の生活の向上
- ・保健
高学年 不安やなやみがあるとき

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・特別の教科 道徳
「善悪の判断、自律、自由と責任」「親切、思いやり」「友情、信頼」「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「生命の尊さ」「よりよく生きる喜び」のいずれかの内容項目について扱う。
- ・校長講話
- ・講師を招いての講演会

児童の自己肯定感を高める取組

- ・学級活動（1）
ア 学級や学校における生活づくりへの参画
イ 学級内の組織づくりや役割の自覚
ウ 学校における多様な集団の生活の向上
- ・異学年交流
縦割り班活動、クラブ活動、委員会活動、各行事の交流、通常の学習場面において、上級生が下級生に教える活動

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。